

月報私学

1
2010
VOL.145

日本私立学校振興・共済事業団広報



東北芸術工科大学水上能楽堂「伝統館」公演風景
写真提供：学校法人 東北芸術工科大学(山形県山形市)

CONTENTS

- 事業団資金で明日を拓くー融資利用法人の現場からー…………… 2
- 平成20年度決算集計からみた大学・短期大学・高等学校の財務状況…………… 5
- 特定健康診査のデータの提出期限と特定保健指導利用券の有効期限…………… 8
- 退職時の手続き①ー保健事業ー／日本年金機構が設立されました…………… 9
- 被扶養者認定申請ーポイントと事例①…………… 10
- 平成21年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

事業団資金で明日を拓く

— 融資利用法人の現場から —

次の百年への始動

学校法人 三田学園

対象校・三田学園高等学校・三田学園中学校（兵庫県三田市）

対象事業・中学校舎増築（三階建）

新食堂棟新築（二階建）

高校図書情報棟新築（二階建）

神戸電鉄三田線横山駅を降りてすぐ、目の前に校門が見えます。創立百周年を間近に控える三田学園高等学校・三田学園中学校を訪ねました。

受け継がれていく伝統

平成二十四年（二〇一二年）の学園創立百周年に向けて、三田学園では、中学新館校舎、新食堂棟（桜陵館）、高校図書情報棟の整備を実施しました。三田市の丘陵地に広がる約十七万平方メートルの校地を「歴史継承」「シンボル」「知的進化」の三つのゾーンに分けて、「豊かな自然の中で人、伝統、社会に触れる活力あるキャンパス」の実現を目指します。



歴史継承ゾーンはアカデミックな雰囲気です。
（左が中学本館、右が今回の増築棟）

「歴史継承ゾーン」は、学園の歴史を感じさせる空間とし、中学校舎を増築しました。渡り廊下でつながる本館は学園創立以来の木造校舎で、創立二十五周年記念図書館とともに国の登録有形文化財に指定されています。中高一貫教育（高校から入学のークラスを除く）の学園生活の中で、中学一年生はこの本館で学びます。使い込まれた木の机と椅子、角が丸くなった階段の縁―最初は驚きと戸惑いを隠せなかった生徒たちも、先人たちが受け継いできた校舎で学ぶことに感謝し、誇りを持つようになるといいます。こうして学園のDNAが刻まれていくの



桜陵館を通り抜け、それぞれの校舎へ向かいます。

を建ち上げました。生徒の多くが利用する横山門（横山駅前の校門）を入ると、石畳風に舗装された通路が続きます。その先に生徒を迎えるように桜陵館の姿が見えます。在校生にも卒業生にも待望の学園のシンボルです。

そして、「知的進化ゾーン」には、学園の新しい歴史の創造をイメージして、現代的なデザインの高校図書情報棟を整備しました。

放課後の校内に女子の歓声も聞こえます。次の百年はもう始まっているようです。

長期計画が立てやすい

この施設整備事業は、自己資金、記念募金、私学事業団資金により実施されました。事業団資金は固定金利、元金均等返済で、二十年の長期計画が立てられることが決め手となりました。また、二年間の据置期間もポイントでした。これがあることで、工事費の支払いが続く中での一時的な財政面の厳しさを凌ぐことができるというわけです。

高校校舎の北側では三田の市街地、またグラウンドの南端からは、六甲の山並みを一望できます。いつの時代もこれを見つめる瞳がありました。

過去と今は確かにつながっている―感慨がこみ上げて来ました。

好奇心に応える環境づくり

学校法人 中沢学園

対象校・みなみ若葉幼稚園（福島県会津若松市）

対象事業・園舎新築（二階建）

JR只見線・会津鉄道西若松駅から徒歩二五分、会津の山並みを間近に見る、みなみ若葉幼稚園を訪ねました。

自然の中で育む心と体

みなみ若葉幼稚園は、中沢学園三番目の設置園として、昭和五十四年に開園しました。それから約三十年、園舎は老朽化し、建替えの必要に迫られていました。当初は全面建替えを検討しましたが、取り壊し、仮設園舎等に要するコスト、近隣対策などの諸々の課題が浮き彫りになってきました。

また宅地化が進むなど、周囲の環境にも変化が出ており、教育方針の「自然の中での保育」「健全な身体づくり」の実践に十分な満足を得られなくなりつつありました。こうした中、かねてから視野に入れていた新園地の購入に見通しが付いたことから、移転を決定されました。市の計画道路の延伸も追い風でした。

平成二十年四月、旧園地から三百メートルほど移転し、みなみ若葉幼稚園は新

たな歩みを始めました。

敷地内に小川が流れ、面積は約三倍となりました。周囲には田が広がり、四季の移り変わりがより肌で感じられる環境です。

玄関を入ると、開放感あふれる吹抜けのホールが園児を迎えます。園児たちが大きな声を出し、体を動かすことができます。会津の冬は長く、十二月から二月は雪に覆われます。「子どもたちの溜め込んだエネルギーを発散させてあげたい」（中澤剛理事長・園長）との思いからです。とはいえ、園児たちは外が大好きで、一月末から二月中旬までの厳寒期以外は



園舎の裏手には磐梯山を望みます。



二階の回廊はホールの観覧席にもなります。

ソリ遊びやスキーに夢中といえます。

お話を伺っているときは降園時間と重なり、ホール全体が園児たちの歓声で満ちていました。

園庭にはチップを敷き詰めたコースや盛り土をした一角を設け、駆け回るうちに自然と体力が養えるよう配慮しています。広い園庭に元気な園児たちが飛び回るの、教職員が連携して見守っています。

年中・年少組の園児たちは年長組の園児たちの走り回る姿を憧れの目で見ているといえます。目標でありヒーローなのかかもしれません。

頼りになる長期資金

新園舎の建築資金の一部は、本事業団、県の私学振興基金協会、地元金融機関から調達されました。開園以来の大きな事業であり、借入金を有効に利用したいとの意向によるものです。

長期・低利の事業団資金については、「過去にも利用しており、学園の運営上一番頼りになる」（中澤理事長）との感想です。

降園時間を過ぎたホールは静けさに包まれています。

白一色に覆われる冬、しかし、この季節が園児たちの「こころ」と「からだ」を強くしていくのかもしれない。

若葉の頃に、また来てみたいと思いました。



左手の築山部分がソリ遊びの舞台となります。

学校施設は、学生生徒たちが一日の大半を過ごす活動の場です。安全性確保のための施設耐震化は、現在多くの学校が直面している重要課題と考えられます。

老朽施設の建替事業となると、複数年にまたがる場合もあり、優先度、再配置計画など、議論すべきテーマは多岐にわたります。これから先、数十年の学校のあり方を見据えたものと言えるでしょう。

資金計画においても、自己資金での実施、外部資金を組み込んだの実施など、いくつかの経営判断が働く場面でしょうが、資源の有効配分といった観点からは、長期・固定金利の事業団資金を利用し、施設の再整備を図ることも検討の価値があると考えます。

老朽施設建替と 利子助成制度のご案内

今月号では、平成二十一年九月号に引き続き、施設整備資金の一部に事業団融資をご利用された施設をご紹介します。

どの学校法人からいただいたお話からも、長期・固定金利・元金均等返済の事業団資金が、学校法人経営にとって安定と安心がもたらされるものか、あらためて明らかになりました。

施設整備に事業団資金をぜひご利用ください。

あると考えます。

さらに、老朽施設の建て替えには、国による利子助成制度があります。

大学院・大学・短期大学・高等専門学校並びに高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校が行う老朽校舎（築三十年以上）及び危険建物と認定された旧耐震基準（昭和五十六年以前の建物）の学校施設の建替整備事業（取壊しを伴うもの）について、事業団資金を利用されると、初回の利払いから十年間にわたり文部科学省から私立学校施設高度化推進事業費補助金（利子助成）の交付を受けることができる制度です。

実際、校舎等の建替事業に事業団資金を調達した法人からは、「期間が長期で、元金均等で返済できる」「長期・固定・低利で、返済計画が立てやすい」「据置期間が二年間あり、法人全体の資金繰りに安定性がもたらされる」といった事業団融資の特長に加えて、「国からの利子助成制度が受けられること」が調達のポイントとしてあげられています。

下図は、現行の利子助成制度の概要・イメージをまとめたものです。老朽施設の建替事業を事業団資金と利子助成制度が強力にバックアップします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部 融資課
☎〇三（三三三〇）七八六二・六七
Eメール yushi@shigaku.go.jp

平成21・22年度利子助成制度の概要

利子助成制度とは、施設の耐震化の促進のため国が事業団の融資金利の一部に対して補助金を交付する制度です

期間限定で
法人負担金利が
オトクになります

利子助成対象事業のイメージ

◎築30年以上
又は
◎旧耐震基準で建築された危険建物

旧校舎
10,000㎡

取り壊して
新しく建てる

新校舎
20,000㎡
大学の場合
利子助成
対象面積は
14000㎡

利子助成対象学校

大学～小学校（特別支援学校含む）

利子助成対象面積

大学・短大・高専（取壊面積の）1.4倍
高校1.7倍、中学校2.4倍、小学校2.3倍
特別支援学校2.8倍

利子助成対象施設

校舎、体育館、図書館、講堂、食堂等

※利子助成対象外施設 寄宿舎等、研修施設等、法人本部棟

利子助成対象面積 × 建築単価 × 融資率 80% = 利子助成対象融資額
(実施面積と対象面積のいずれか少ない面積) (実施単価が基準単価のいずれか低い単価)

利子助成による実法人負担金利（10年間）： 大学等0.5% 高校等1.0%

法人負担金利 = 事業団の融資金利 - 利子助成（10年間）

(対象学校)
大学・短大・高専

0.5%

高校・中学校・小学校

1.0%

(大学例)	法人負担金利	融資金利	利子助成(※)
	0.5%	1.9%	金利1.4%相当分
	0.7%	2.8%	金利2.1%相当分
(高校例)	法人負担金利	融資金利	利子助成(※)
	1.0%	1.9%	金利0.9%相当分
	1.2%	2.8%	金利1.6%相当分

(大学例)10億円融資 20年2年据置
金利1.9%

金利総額	利子助成額1億1500万円
約2億800万円	法人実負担額 9300万円

※事業団の融資金利が2.6%を超えたと利子助成（大学等は金利2.1%分、高校等は金利1.6%分）は固定されます。
※利子助成を受けるためには文部科学省への申請が必要です。

平成二十年度決算集計からみた 大学・短期大学・高等学校の財務状況

私学事業団では、平成二十一年十二月に、平成二十一年度版「今日の私学財政（大学・短期大学編、高等学校・中学校・小学校編）」をそれぞれ刊行しました。その集計結果を元に、今回は消費収支計算書から帰属収支差額について、貸借対照表から預金等資産と要積立額について取り上げました。

1 法人別の帰属収支差額（表1）

（1）大学法人

帰属収支差額は、当該年度における借入金の元金返済や施設・設備にかかる支出に充てるとともに、その残余を将来の安定経営に資するものであり、学校法人の収支状況を端的に表すものです。

大学法人全体の帰属収支差額比率は、十九年度の高・八・八から〇・八へと大きく下降しました。少子化による法人規模の学生数の減少とともに、支出の抑制が収入の減少に追いついていない状況となっており、帰属収支差額比率の悪化はさらに進行し、歯止めがかかっていません。

また、帰属収支差額比率が〇％未満の

法人割合は五三・一法人中二三・五法人、四・三％と十九年度の三四・五％から大きく下降し、そのうち、△二〇％未満の法人は、六九法人となり、これに該当する法人が大学法人の一割を超えたことは学校法人の経営環境が厳しい状況であることを示しています。帰属収支差額がマイナスの状態が続いてくると過去に蓄積した自己資本を取り崩すこととなります。

（2）短期大学法人

短期大学法人全体の帰属収支差額比率は十九年度の一・四％から△三・一％と下降しており、マイナスに転じました。大学法人以上に厳しい収支状況といえます。

また、帰属収支差額比率が〇％未満の法人割合は一二・七法人中七・一法人、五五・九％と半数を超えました。そのうち、△二〇％未満の法人は、二三法人あり、昨年度の九法人と減少していた状況から大きく増加しました。

（3）高等学校法人

高等学校法人全体の帰属収支差額比

表1 帰属収支差額比率及びマイナスの割合（法人別）

年度	大学法人						短期大学法人						高等学校法人					
	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合
元	法人 340	% 18.5	法人 9	% 2.6	法人 0	% 0.0	法人 262	% 26.9	法人 18	% 6.9	法人 5	% 1.9	法人 616	% 22.0	法人 37	% 6.0	法人 4	% 0.6
2	347	18.5	7	2.0	1	0.3	259	27.6	14	5.4	2	0.8	616	18.8	61	9.9	7	1.1
3	352	18.7	17	4.8	2	0.6	259	29.4	10	3.9	2	0.8	616	18.1	69	11.2	11	1.8
4	357	15.6	17	4.8	2	0.6	262	26.0	12	4.6	0	0.0	619	15.7	75	12.1	9	1.5
5	363	15.4	24	6.6	2	0.6	259	24.1	11	4.2	0	0.0	621	14.4	78	12.6	6	1.0
6	378	15.1	17	4.5	4	1.1	247	22.1	8	3.2	1	0.4	631	13.1	78	12.4	7	1.1
7	385	15.7	20	5.2	4	1.0	242	18.5	16	6.6	2	0.8	644	14.0	97	15.1	8	1.2
8	393	14.8	24	6.1	3	0.8	236	14.6	33	14.0	5	2.1	646	10.5	141	21.8	10	1.5
9	399	13.6	28	7.0	4	1.0	234	19.3	38	16.2	6	2.6	640	6.4	174	27.2	18	2.8
10	409	12.7	31	7.6	6	1.5	227	7.5	65	28.6	16	7.0	644	5.9	179	27.8	25	3.9
11	418	12.0	37	8.9	7	1.7	219	7.4	72	32.9	21	9.6	641	6.8	186	29.0	25	3.9
12	435	11.7	69	15.9	8	1.8	204	4.5	81	39.7	22	10.8	637	6.4	199	31.2	17	2.7
13	456	9.9	109	23.9	25	5.5	189	3.2	85	45.0	25	13.2	626	4.1	228	36.4	37	5.9
14	469	8.1	124	26.4	37	7.9	178	4.0	79	44.4	25	14.0	618	3.2	231	37.4	35	5.7
15	482	8.3	121	25.1	32	6.6	164	2.8	57	34.8	18	11.0	618	3.2	245	39.6	33	5.3
16	495	7.3	123	24.8	30	6.1	155	7.0	56	36.1	16	10.3	622	3.5	279	44.9	47	7.6
17	504	7.8	138	27.4	25	5.0	147	4.8	51	34.7	16	10.9	626	3.8	313	50.0	61	9.7
18	516	6.6	167	32.4	30	5.8	142	3.1	65	45.8	18	12.7	648	2.1	321	49.5	56	8.6
19	527	5.8	182	34.5	39	7.4	136	1.4	64	47.1	9	6.6	641	1.0	312	48.7	58	9.0
20	531	0.8	235	44.3	69	13.0	127	△3.1	71	55.9	23	18.1	647	△0.5	333	51.5	69	10.7

（注）平成元年度～3年度は0％未満に0％を、△20％未満に△20％を含む。

率も十九年度の一・〇％から△〇・五％へとマイナスに転じており、短期大学法人同様に収支状況は厳しくなっています。

また、帰属収支差額比率が〇％未満の法人割合は六四七法人中三三三法人、五一・五％と、短期大学法人同様〇％未満の法人は半数を超えているという状況です。そのうち六九法人は△二〇％未満となっています。

2 部門別の帰属収支差額(表2)

(1) 大学部門

大学全体の帰属収支差額比率は七年度の二〇・七％をピークに下降を続け、二十年度では五・一％となっています。

また、帰属収支差額比率が〇％未満の大学も増加し続けており、十九年度の一四四校から二十年度には二二九校となり、三九・七％と大学部門全体の四割近くまで増加しました。そのうち、帰属収支差額比率が△二〇％未満の大学も十九年度の八三校から九三校へと増加が続いています。

(2) 短期大学部門

短期大学全体の帰属収支差額比率は十九年度に△二・四％とマイナスに転じ、二十年度は△五・四％とさらに収支状況の悪化は続いています。

また、帰属収支差額比率が〇％未満の短期大学も増加を続けており、十九年度

の二〇三校が二十年度には二二七校となり、短期大学部門全体の六割を超えました。そのうち、帰属収支差額比率が△二〇％未満の短期大学は十九年度の一〇三校から二十年度は一一八校へと増加しています。短期大学の収支状況の悪化は止まらず、今後の動向には十分注意する必要があります。

(3) 高等学校部門

高等学校全体の帰属収支差額比率は主に生徒等納付金の減少により帰属収入が減少していることに加え、消費支出の抑制が収入の減少に追い付かないため十九年度の△〇・八％から二十年度は△一・七％へとさらに下降しました。

一方、帰属収支差額比率が〇％未満の高等学校は、十九年度の七〇一校から二十年度は六九三校と僅かに減少しましたが、高等学校全体に占める割合は五四・五％と半数を超える厳しい状況は変わっていません。そのうち、帰属収支差額比率が△二〇％未満の高等学校についても十九年度の一八五校から一七六校へと減少しました。

3 預金等資産と要積立額(表3)

貸借対照表より、学校法人が積み立てを必要とする退職給与引当金や減価償却累計額等の額とそれに対応した各種引当特定資産や現金預金、有価証券等の預金等資産の保有状況をみたものです。

表2 帰属収支差額比率及びマイナスの割合(部門別)

年度	大学						短期大学						高等学校					
	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合
元	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%
1	358	20.3	50	14.0	21	5.9	484	27.3	72	14.9	38	7.9	1,230	21.9	113	9.2	18	1.5
2	366	21.8	46	12.6	18	4.9	490	27.2	63	12.9	24	4.9	1,240	19.7	148	11.9	20	1.6
3	372	21.8	48	12.9	15	4.0	489	30.6	51	10.4	19	3.9	1,244	20.4	165	13.3	24	1.9
4	378	19.5	52	13.8	21	5.6	495	28.4	52	10.5	18	3.6	1,255	17.0	182	14.5	24	1.9
5	384	19.6	54	14.1	21	5.5	497	26.9	59	11.9	20	4.0	1,260	15.1	194	15.4	22	1.7
6	400	19.4	62	15.5	27	6.8	497	25.3	64	12.9	21	4.2	1,267	13.8	193	15.2	25	2.0
7	409	20.7	55	13.4	22	5.4	497	22.7	79	15.9	31	6.2	1,283	13.7	224	17.5	23	1.8
8	419	20.0	63	15.0	22	5.3	498	19.2	111	22.3	34	6.8	1,286	11.4	280	21.8	38	3.0
9	425	19.4	48	11.3	22	5.2	499	16.0	136	27.3	51	10.2	1,279	9.0	336	26.3	52	4.1
10	438	18.9	63	14.4	26	5.9	495	11.7	170	34.3	74	14.9	1,283	7.1	377	29.4	60	4.7
11	450	17.5	63	14.0	27	6.0	492	9.2	195	39.6	94	19.1	1,286	7.3	390	30.3	63	4.9
12	470	18.2	89	18.9	33	7.0	487	3.1	245	50.3	122	25.1	1,287	6.8	424	32.9	71	5.5
13	492	16.3	113	23.0	49	10.0	468	0.4	249	53.2	137	29.3	1,273	4.1	480	37.7	98	7.7
14	507	13.7	133	26.2	56	11.0	460	0.9	244	53.0	128	27.8	1,268	3.3	513	40.5	105	8.3
15	521	13.3	151	29.0	61	11.7	447	2.3	205	45.9	112	25.1	1,267	2.5	530	41.8	118	9.3
16	537	11.4	152	28.3	63	11.7	435	6.8	193	44.4	106	24.4	1,269	1.5	594	46.8	149	11.7
17	547	10.9	165	30.2	62	11.3	419	2.5	190	45.3	100	23.9	1,270	0.7	649	51.1	193	15.2
18	561	9.8	179	31.9	80	14.3	404	0.0	212	52.5	104	25.7	1,290	0.3	670	51.9	169	13.1
19	572	8.0	194	33.9	83	14.5	380	△2.4	203	53.4	103	27.1	1,273	△0.8	701	55.1	185	14.5
20	577	5.1	229	39.7	93	16.1	376	△5.4	227	60.4	118	31.4	1,272	△1.7	693	54.5	176	13.8

(注)平成元年度～3年度は0%未満に0%を、△20%未満に△20%を含む。

通常の財務状態であれば積み立てを必要とする額を超える預金等資産を保有し、建物等の建て替え更新に備えていると考えられますが、帰属収支差額のマイナスが続く場合などは、各年度の減価償却費相当額を蓄積できず、消費せざるを得ない状況となります。

大学法人では、預金等資産は増加を続けていますが、これは法人数の増加によるもので、一人当たりで見ると、十二年度の一億七千万円をピークに、二十年度は一億三千万円へと減少しています。これに対し要積立額は、一人当たりでも増加しているため、十四年度に預金等資産が不足に転じ、以後不足額は拡大しています。

短期大学法人では、法人数の減少に伴い、預金等資産、要積立額ともに減少しています。元年度時点の預金等資産は要積立額を大きく上回っていましたが、「入学志願動向」にみられる入学者の減少から、経営環境が厳しくなり、十八年度には預金等資産が不足に転じました。

高等学校法人では、法人数の増減はほとんどなく、預金等資産は十年度をピークに減少に転じましたが、要積立額は二十年度まで増加し続けています。十三年度に預金等資産が不足になっています。

4 まとめ

帰属収支差額は法人の収支状況を端的に表します。マイナスになれば、自己資

本を取り崩すこととなり、老朽化した施設・設備等の建て替えなどができなくなります。減価償却の状況をみると、施設設備等の老朽化が進んでいることが窺えます。

収支のマイナス分を過去の蓄積を取り崩して補う状況が続けば、施設・設備等の老朽化のほか、教育活動にも支障が生じることにもなりかねません。

また、過去に蓄積した預金等の資産は、この厳しい競争環境を生き残るための大切な資源です。資源を有効に活用するために経費削減に努め、教育内容の充実・特色化を図ることで学校経営を行っていくなくてはなりません。

今後も理事長や学長・校長のリーダーシップの下で、教職員全体で情報を共有し、組織の見直しを含めた取り組みが求められます。

最後になりますが、学校法人基礎調査にご協力いただいた各学校法人の皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回の決算集計も、学校法人の発展に向けた取り組みへの参考にしていただき、お役立ていただければ幸いです。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎〇三（三三三三）七八四四・七八四五

Eメール center@shingaku.go.jp

表3 預金等資産と要積立額 (単位：法人、億円)

年度		元	5	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
大学法人	法人数	340	363	409	418	435	456	469	482	495	504	516	527	531
	預金等資産(A)	39,461	51,010	67,496	69,870	74,282	76,863	78,696	79,894	82,248	84,191	86,277	87,754	86,620
	要積立額(B)	31,601	43,569	62,274	66,029	70,318	74,490	78,937	83,427	88,287	92,865	97,053	101,409	105,128
	退職給与引当金	5,929	7,929	9,791	10,053	10,396	10,712	10,965	11,180	11,241	11,201	11,146	11,167	11,203
	第2号基本金	6,106	6,514	7,454	7,519	7,653	7,690	8,052	8,364	8,974	9,635	9,600	9,878	9,458
	第3号基本金	3,399	4,375	6,328	6,746	7,060	7,288	7,515	7,835	8,168	8,636	9,466	10,106	10,592
	減価償却累計額	16,167	24,751	38,701	41,711	45,209	48,800	52,405	56,048	59,904	63,393	66,841	70,258	73,875
不足額(B)－(A)		△7,860	△7,441	△5,222	△3,841	△3,964	△2,373	241	3,533	6,039	8,674	10,776	13,655	18,508
短期大学法人	法人数	262	259	227	219	204	189	178	164	155	147	142	136	127
	預金等資産(A)	7,593	9,105	8,276	7,553	6,629	5,938	5,468	4,635	4,516	4,361	3,989	3,622	3,312
	要積立額(B)	3,689	4,963	5,590	5,553	5,273	5,015	4,809	4,393	4,221	4,161	4,168	4,111	3,838
	退職給与引当金	528	646	603	570	533	492	450	392	370	325	310	284	259
	第2号基本金	940	1,106	1,049	881	742	649	500	372	348	329	369	324	289
	第3号基本金	64	190	122	130	133	121	114	107	121	133	145	136	134
	減価償却累計額	2,157	3,021	3,816	3,972	3,865	3,753	3,745	3,522	3,382	3,374	3,344	3,367	3,156
不足額(B)－(A)		△3,904	△4,142	△2,686	△2,000	△1,356	△923	△659	△242	△295	△200	179	489	526
高等学校法人	法人数	616	621	644	641	637	626	618	618	622	626	648	641	647
	預金等資産(A)	7,188	8,790	9,844	9,761	9,818	9,562	9,330	9,423	9,367	9,570	9,877	9,699	9,480
	要積立額(B)	4,415	6,137	8,643	9,061	9,376	10,104	9,970	10,324	10,676	10,966	11,772	12,114	12,602
	退職給与引当金	461	518	527	529	515	519	500	491	492	494	514	524	515
	第2号基本金	1,048	1,223	1,279	1,232	1,177	1,195	1,062	1,008	962	913	929	886	866
	第3号基本金	131	214	404	415	426	416	427	437	452	344	345	332	319
	減価償却累計額	2,775	4,182	6,433	6,885	7,258	7,974	7,981	8,388	8,770	9,215	9,984	10,372	10,902
不足額(B)－(A)		△2,773	△2,653	△1,201	△700	△442	542	640	901	1,309	1,396	1,895	2,415	3,122

(注) 預金等資産とは、固定資産では有価証券＋引当特定資産、流動資産では有価証券＋現金預金である。

特定健康診査のデータの提出期限と 特定保健指導利用券の有効期限

■平成二十一年度特定健康診査 の健診結果データ提出期限

学校法人等が提供する特定健康診査の健診結果データの提出期限は、一月三十一日となっています。

健診結果データの提出期限は、保健指導に要する期間を考慮し、原則として九月三十日としています。定期健康診査の実施が十月以降となる学校法人等においては、提出期限を一月三十一日としています。健診結果データは、定期健康診査終了後、実施要領に従い速やかに提供してください。

なお、学校法人等の都合により、今年度の定期健康診査を二月以降に実施する場合は、五月三十一日までに提出してください。

提供された定期健康診査の結果データは、整備されたものから順次階層化し、結果通知を行います。

また、階層化により特定保健指導が必要と判定された人には「特定保健指導利用券」を発行します。指定保健指導機関にて特定保健指導を受けてください。

ただし、五月三十一日を過ぎて健診結果データの提出があった場合は、今年度の結果通知（情報提供冊子含む）や「特定保健指導利用券」を送付できませんのでご了承ください。

※特定保健指導利用券を使用した場合、費用は無料となります。

事業主（学校法人等）からの特定健康診査に関する記録の写しの提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十七条及び厚生労働省令第十四条に基づくものです。

■特定保健指導利用券の有効期限

今年度実施された特定健康診査に対する「特定保健指導利用券」の有効期限は、下表のとおりとなります。

特定保健指導の初回面接や継続支援が次年度にわたる場合がありますが、有効期限までに初回面接を受けないと「特定保健指導利用券」は無効となりますので注意してください。

ただし、初回面接後の継続支援については有効期限を経過した後も受けることができます。

■受診勧奨・利用機会の確保等 に対する協力をお願い

受診率の向上を図るためには学校法人等の協力が不可欠です。加入者の健康のためにも、有効期限内に特定保健指導を受けるよう対象となった人への勧奨をお願いします。

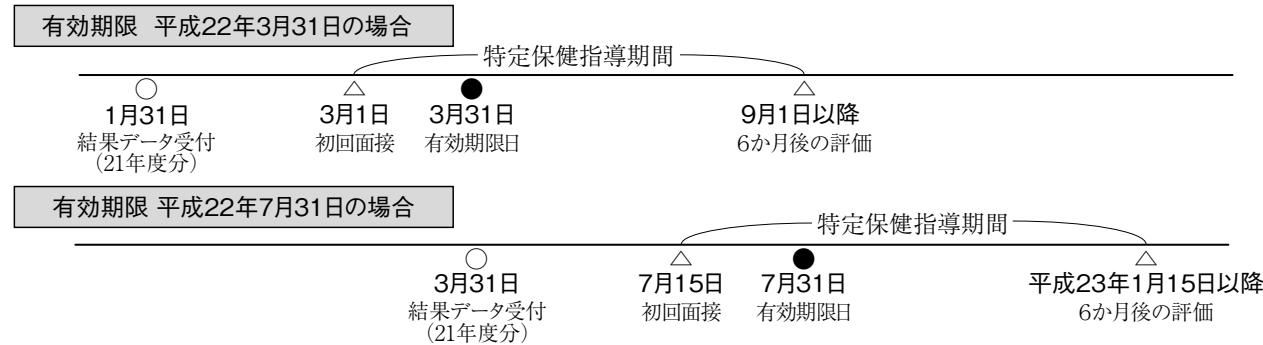
また、特定保健指導における利用機会の確保（就業時間中の受診等）や健康意識を高めるための取り組み（養護教諭・校医・産業医等による情報提供等）にもご協力ください。

【表】 特定保健指導利用券の有効期限（目安）

健診結果データ提出時期	利用券の有効期限 （初回面接）
21年9月30日までに提出	22年3月31日
22年1月31日までに提出	
22年5月31日までに提出	22年7月31日

※ただし、提出された健診結果データに不備がない場合の有効期限になります。

【図】 21年度 特定保健指導と利用券の有効期限との関係（参考例）



※当該年度の実施結果については毎年11月に国に報告していますので、有効期限が平成22年7月31日となった特定保健指導は翌年度（平成22年度）分として報告します。

退職時の手続き①

― 保健事業 ―

積立貯金の解約

三月二十三日の送金を希望するとき
は、二月二十五日（必着）までに、学
校法人等を経て「積立貯金解約請求書」
を提出してください。

資格喪失後は預り金となり、利息は
つきませんので、必ず解約の手続きを
してください。預り金の払い戻し請求
の消滅時効は十年です。

積立共済年金の脱退

退職する月の前月二十五日（必着）
までに、学校法人等を経て「積立共済
年金脱退申出書」と「積立共済年金給
付金請求書」を提出してください。

資格喪失後も脱退申出書等の提出が
ない場合は、後日、本人あてに未提出
である旨を通知します。
※任意継続加入者になる場合は、継続
して加入できます。

▼給付コースの選択

年齢や加入期間などの条件（受給資
格）を満たした人が退職したときに

は、年金・一時金・終身保険・医療保
険の各コースから選択することができます。
ただし、年金受給資格を満たしてい
ない場合は、脱退一時金となります。

【五月から年金で受け取りをするとき】

○二月二十五日までに脱退申出書と給
付金請求書を提出

（退職〈脱退〉時一時払いをする場合
は一月二十五日までが申し出の締め
切りです。）

○三月分の掛金を振り替え後、選択し
たコースの給付を五月から開始

【一時金で受け取りをするとき】

○二月二十五日までに脱退申出書と給
付金請求書を提出

○三月分の掛金を振り替え後、三月下
旬に積立金残高を脱退一時金として
加入者の口座へ送金

なお、年金コースを選択する場合、
十年を限度として年単位で受給権の取

得を繰り延べることもできます。

※給付金請求の際、年金を選択したと
き又は脱退一時金の給付額が三百万
円を超えるときは印鑑証明書が必要
です。

共済定期保険の脱退

三月二十三日に保険料を口座振替し
た人が三月末に退職した場合で、四月
から九月まで（保険料納付済期間）の
保障を希望しないときは、三月末まで
に「退職脱退申出書」を学校法人等
を経て提出してください。納付済みの保
険料は六月中に加入者の口座へ返金し
ます。

なお、脱退の手続きを行わなかった
ときは、資格喪失後も九月までの期間
に限り保障の対象とし、保険料は返金
しません。
※任意継続加入者になる場合は、継続
して加入できます。

また、二年以上加入されている人は、
引き続き「退職後保障プラン」に加入
できますので、共済定期保険フリーダ
イヤルにお問い合わせください。

☎〇二〇（七二六）二六七

●給付請求の時効

積立共済年金・共済定期保険の給付
請求の時効は三年です。

(財)教職員生涯福祉財団
のアイリスプラン

退職するときの詳しい手続きについ
ては、専用のフリーダイヤルにお問い
合わせください。

☎〇二〇（八四四）〇二二

退職時の手続き（資格・短期給付・年
金・貸付）や資格関係書類の事前受付
については、二月号でお知らせします。

日本年金機構が

設立されました

社会保険庁は廃止され、平成二十
二年一月に新たに日本年金機構が設
立されました。

日本年金機構は、政府が管掌する
公的年金（厚生年金保険、国民年金）
事業の運営業務を担うことになりま
す。これに伴い、全国にある社会保険
事務所の名称は年金事務所と変更さ
れました。

厚生年金・国民年金の請求、また当
該年金制度に加入経歴のある人が私学
共済の年金を請求する際に必要となる
「年金加入期間確認通知書」等の手続
きは年金事務所で行うことになりま
す。

事例1 子供が生まれたので被扶養者として認定申請したい

被扶養者認定申請書にある「扶養手当の有無」「扶養手当の月額」欄は必ず記入してください。

子の認定は、学校法人等からの扶養手当の有無や、配偶者が被扶養者になっているかどうかによって添付書類が異なります。

※配偶者が育児休業等により休業している場合、配偶者の年間収入は休業前の金額で比較します。

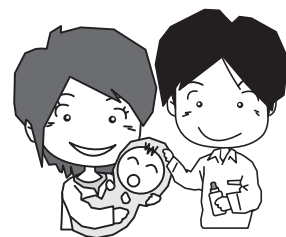
※夫婦双方の年間収入が同程度である場合、被扶養者の地位の安定を図るため、届け出により主として生計を維持する人の被扶養者としています。

「同程度」の範囲については、「夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の額の1割以内である場合」とされています。

学校法人等から扶養手当が支給されていますか？

配偶者は被扶養者に認定されていますか？

夫婦どちらの収入が多いですか？

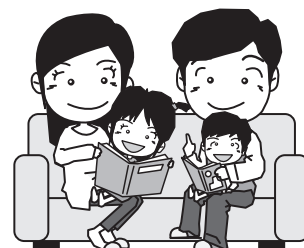


【添付書類】

	配偶者が被扶養者として認定されている場合	学校法人等から扶養手当が支給される場合	学校法人等から扶養手当が支給されない場合
1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①子の戸籍抄本(又は謄本) ②子の住民票(加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限る)		
2 加入者及び被扶養者の年間収入を確認できる書類 (①②のいずれか)			①前年の源泉徴収票の写し ②勤務先の年収見込証明書 (ただし、前年の勤務期間が1年に満たないときは、年収見込証明書に限る)

事例2 子供を配偶者の扶養から加入者の扶養に変更したい

子について、配偶者の健康保険等の被扶養者として認定されているが、加入者の年収が配偶者よりも多くなる見込みである(又は多いことが判明した)ため、扶養替えをする場合の添付書類は次のとおりです。



【添付書類】

	学校法人等から扶養手当が支給される場合	学校法人等から扶養手当が支給されない場合
1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①子の戸籍抄本(又は謄本) ②子の住民票(加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限る)	
2 加入者及び被扶養者の年間収入を確認できる書類 (①②のいずれか)	①勤務先の年収見込証明書 ②前年の源泉徴収票の写し	
3 子の収入に関する書類	(1)子が18歳未満の場合	原則として添付書類は必要ありません。 ただし、子に収入がある場合は、(3)の書類が必要です。
	(2)子が18歳以上で学生の場合 (①②のいずれか)	①在学証明書 ②有効期限の記載のある学生証の写し (ただし、夜間部・通信教育課程・大学院に在籍している場合は(3)に限る)
	(3)子が18歳以上で学生でない場合 (①②のいずれかで最新のもの)	①非課税証明書 ②所得証明書
	(4)事由発生日を確認する書類	①配偶者の健康保険制度の被扶養者を取り消しとなったことが確認できる書類 ※事由発生日は被扶養者取消日となります。 ②国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険証の写し ※事由発生日は申請のあった日(発信日)となります。

被扶養者認定申請 — ポイントと事例 ①

私学共済制度では、主として加入者の収入で生計を維持している配偶者や子などの家族についても、病気やケガをしたときに保険診療等の給付を受けることができます。この家族のことを「被扶養者」といいます。

被扶養者の認定申請は難しく、必要な添付書類が分からないという声を聞きます。そこで、今月号から3回にわたり、被扶養者の認定申請に必要な書類について、具体的な事例を挙げて説明いたします。

1 被扶養者になれる人とは

- (1) 加入者と別世帯でも認められる人
配偶者(届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます)、子、父母、孫、祖父母、弟妹
- (2) 加入者と同一の世帯に属さなければ認められない人
上記(1)以外の三親等内の親族、加入者の配偶者で届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母・子、当該配偶者の死亡後における父母・子

2 主として加入者の収入によって生計を維持する人とは

恒常的な収入が年間130万円未満の所得である人をいいます。

また、障害を事由とする公的年金等を受けているとき又は60歳以上で公的年金等を受けているときは、恒常的な収入が年間180万円未満の所得である人をいいます。

3 恒常的な収入とは

次の(1)(2)のような継続して得られるもの(又はその予定のもの)をいい、所得金額の算定は課税上の所得金額の計算とは異なります。

- (1) 総収入金額で取り扱うもの
恩給・公的年金・個人年金・給与・傷病手当金・失業給付金など
- (2) 経費の実額を控除した後の所得金額で取り扱うもの
事業収入・不動産収入など

※2つ以上の種類の所得がある場合は、それぞれ合算した金額を恒常的な収入とします。

4 被扶養者の要件を備えた日とは

恒常的な収入が、認定要件より少ないことが確認できた日をいいます。確認できた日以降は被扶養者として認定されます。

【被扶養者の要件を備えた日の例】

加入者の私学共済制度への加入日、婚姻日、退職日の翌日、収入減となった日、出生日など

5 被扶養者の要件を備えた日から30日以内に申請

被扶養者の認定申請は、被扶養者としての要件を備えた日から30日以内に提出することにより、要件を備えた日にさかのぼって認定します。

ただし、要件を備えた日から30日を過ぎて申請があったときは、申請のあった日(発信日)からの認定となり、要件を備えた日にさかのぼって認定はされません。

保険診療等の給付を受けるうえで、いつから認定されるかは重要なことですので、注意してください。

6 認定には要件を確認する書類が必要

被扶養者の要件を備えていることを確認するため、被扶養者認定申請書には戸籍等の書類を添付してください。

※「被扶養者認定申請書」は複写式のため、私学共済事業ホームページからダウンロードできません。用紙は共済事業本部又は各ガーデンパレス(東京・京都を除く)共済業務課へ請求してください。

被扶養者の認定申請をする家族は、別居でも被扶養者になれる人ですか？
同居が要件となる人ですか？



申請する家族の収入は、総収入で取り扱われるものですか？
あるいは、経費を控除した後の所得で取り扱われるものですか？



申請は、要件を備えた日から30日以内に！
30日を過ぎると、さかのぼっての認定ができなくなります。



2月16日(火)～3月11日(木)全国71会場で開催

(の東京・横浜・神戸地区は13ページの別表参照)

地 区	会場及び所在地	開催日
東京	東京ガーデンパレス 2階「高千穂」 文京区湯島1-7-5	2/16(火)
		2/17(水)
		2/18(木)
横浜	神奈川県民ホール 大会議室 横浜市中区山下町3-1	2/16(火)
		2/17(水)
厚木	厚木商工会議所 大会議室 厚木市栄町1-16-15	2/25(木)
新潟	新潟会館 3階「ばたん」 新潟市幸西3-3-1	2/17(水)
長岡	アトリウム長岡 2階「白鳳」 長岡市弓町1-5-1	2/18(木)
富山	富山県民会館 701号室 富山市新総曲輪4-18	2/25(木)
金沢	石川県庁 11階1102会議室 金沢市鞍月1丁目1番地	2/24(水)
福井	福井県国際交流会館 第3会議室 福井市宝永3丁目1-1	2/23(火)
甲府	恩賜林記念館 大会議室 甲府市丸の内1-5-4	2/19(金)
長野	長野県職員センター 長野市中御所岡田131-6	2/17(水)
松本	長野県松本勤労者福祉センター 第4会議室 松本市中央4-7-26	2/18(木)
岐阜	県民ふれあい会館 中会議室 岐阜市藪田南5-14-53	2/23(火)
静岡	静岡県私学会館 5階大会議室 静岡市葵区大手町9-26	2/18(木)
浜松	浜松市勤労会館 23会議室 浜松市中区城北1-8-1	2/17(水)
沼津	沼津市立図書館 第3講座室 沼津市三枚橋9-1	2/19(金)
名古屋	名古屋ガーデンパレス 3階「明倫」 名古屋市中区錦3-11-13	2/25(木)
津	男女共同参画センター「フレンテみえ」 セミナー室A 津市一身田上津部田1234	2/24(水)
大津	ピアザ淡海県民交流センター 2階203号室 大津市におの浜1-1-20	3/3(水)
京都	京都ガーデンパレス 「葵」 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605	3/2(火)
大阪	大阪ガーデンパレス 「桐楓松」 大阪市淀川区西宮原1-3-35	3/4(木)
神戸	兵庫県私学会館 4階ホール 神戸市中央区北長狭通4-3-13	2/23(火)
		2/24(水)
奈良	春日野荘(公立学校共済組合 奈良宿泊所) 奈良市法蓮町757-2	3/4(木)
和歌山	和歌山県書道資料館 和歌山市西丁丁61	2/25(木)

地 区	会場及び所在地	開催日
倉吉	倉吉交流プラザ 2階第一研修室 倉吉市駄経寺町187-1	3/2(火)
松江	松江テルサ 4F中会議室 松江市朝日町478-18	3/3(水)
益田	マスダセントラルホテル 益田市あけぼの東町2-1	3/4(木)
岡山	ビュアリティまきび(公立学校共済組合 岡山宿泊所) 岡山市北区下石井2-6-41	3/4(木)
広島	広島ガーデンパレス 「錦」 広島市東区光町1-15	3/2(火)
福山	東部総務事務所 第3庁舎8階 第381会議室 福山市三吉町1-1-1	3/3(水)
山口	翠山荘(地方職員共済組合湯田保養所) 山口市湯田温泉3-1-1	3/2(火)
周南	ホテルサンルート徳山 徳山周南市築港町8-33	3/3(水)
徳島	徳島県立男女共同参画交流センター 「フレアとくしま」研修室1 徳島市山城町東浜傍1 アスティとくしま内	3/2(火)
高松	香川県社会福祉総合センター 7階 第2中会議室 高松市番町1-10-35	3/3(水)
松山	愛媛県生活文化センター 第1研修室 松山市北持田町139-2	2/23(火)
高知	高知城ホール 2階会議室 高知市丸ノ内2-1-10	2/25(木)
福岡	福岡ガーデンパレス 「ガーデンホール」 福岡市中央区天神4-8-15	2/23(火)
久留米	久留米学園高等学校 久留米市東町272-4	2/24(水)
北九州	美萩野女子高等学校 北九州市小倉北区片野新町1-3-1	2/25(木)
佐賀	グランデはがくれ 佐賀市天神2-1-36	3/4(木)
長崎	長崎県勤労福祉会館 長崎市桜町9-6	3/2(火)
佐世保	佐世保市労働福祉センター 佐世保市稲荷町2-28	3/3(水)
熊本	熊本県市町村自治会館 熊本市健軍2-4-10	3/3(水)
大分	大分県中小企業会館 大会議室 大分市金池町3-1-64	2/25(木)
宮崎	JA・AZMホール 202研修室 宮崎市霧島1-1-1	2/23(火)
鹿児島	マリンパレスかごしま 3Fマリンホール 鹿児島市与次郎2-8-8	3/2(火)
那覇	共済会館八汐荘 那覇市松尾1-6-1	3/2(火)
宮古	みつば幼稚園 宮古島市平良字下里156-1	3/3(水)

※平成21年度第1回私学共済事務担当者連絡会は中止になりました。

平成21年度 第2回

私学共済事務担当者連絡会

開催内容

- 1.長期給付財政再計算結果及び掛金率の改定
- 2.短期掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」について
- 3.共済過去記録の基礎年金番号への統合
- 4.社会保障協定について
- 5.各業務からのお知らせ
- (1)都道府県補助金

(2)資格関係

①資格取得・資格喪失報告書の事前受付

②加入者証等の返納

③国民年金第3号被保険者にかかる届け出について

(3)短期給付関係

①資格喪失後の給付

②柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術にかかる療養費について

(4)掛金関係

掛金・児童手当拠出金にかかる延滞金の軽減措置

(5)長期給付関係

①退職後(加入者の資格喪失後)に支給停止に関する手続きが必要となる場合

②日本年金機構の設立

(6)保健関係

①特定健康診査・特定保健指導

②3月末退職に伴う手続き(共済定期保険、積立共済年金、アイリスプラン)

③任意継続加入者となった場合(共済定期保険、積立共済年金、アイリスプラン)

(7)貸付関係

①即時償還の払込取扱票が複数枚に変更

②定期償還の償還期限の変更

③「団体信用生命保険 申込書兼告知書(だんしん告知書)」の変更

④「貸付(決定)通知書(償還明細表)」等の変更

(8)施設関係

私学メンバーズカードのご案内

(9)広報関係

広報誌の原稿募集

開催時間

午後1時30分～4時
(注)東京・横浜・神戸地区では2回以上に分けて学種別に開催しますので、対象学種を確認のうえ出席してください(別表参照)。

その他

連絡会当日は、出席カード(会場で配付するテキストについています)を記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえ出席してください。

<別表> 連絡会を2回以上開催する地区

地区	開催日	対 象 学 種
東京	2/16 (火)	大学、短期大学、高専、専修学校
	2/17 (水)	高等学校、中学校、小学校
	2/18 (木)	幼稚園、特別支援学校、各種学校
横浜	2/16 (火)	幼稚園を除く全学種
	2/17 (水)	幼稚園
神戸	2/23 (火)	大学、短期大学、高等学校、中学校、小学校
	2/24 (水)	上記以外の全学種

会場・開催日一覧

地 区	会場及び所在地	開催日
札幌	札幌ガーデンパレス 2階「孔雀・白鳥(2)」 札幌市中央区北1条西6	3/9 (火)
函館	函館経済センター 第2会議室 函館市若松町7-15	3/11 (木)
旭川	道北経済センター 6階研修室 旭川市常盤通1丁目	2/23 (火)
北見	北見経済センター 2の1 北見市北3条東1丁目	2/24 (水)
帯広	帯広経済センター 中会議室 帯広市西3条南9丁目1	2/17 (水)
釧路	釧路市生涯学習センター 学習室703 釧路市幣舞町4番28号	2/18 (木)
青森	ラ・プラス青い森 2階「カメラア」 青森市中央1-11-18	2/17 (水)
八戸	三八教育会館 大ホール 八戸市長根1-2-8	2/18 (木)
盛岡	エスポワールいわて 大ホール 盛岡市中央通1-1-38	2/17 (水)
一関	岩手日報一関ビル 2階フロア 一関市大手町3-40	2/18 (木)
仙台	仙台ガーデンパレス 2階「鳳凰」 仙台市宮城野区榴岡4-1-5	2/16 (火)
秋田	ふきみ会館 3階「鳳凰の間」 秋田市山王5-9-6	3/2 (火)
山形	私学会館 山形市松波4-6-11	3/4 (木)
酒田	天真学園高等学校 酒田市浜田1-3-47	3/3 (水)
福島	福島テルサ 研修室「しのぶ」 福島市上町4-25	2/25 (木)
郡山	郡山ユラックス熱海 熱海郡山市熱海町熱海2丁目148番地の2	2/24 (水)
いわき	いわき産業創造館 セミナー室A いわき市平字田町120番地	2/23 (火)
水戸	茨城県市町村会館 201会議室 水戸市笠原町978-26	2/19 (金)
宇都宮	栃木県自治会館 403会議室 宇都宮市昭和1-2-16	2/19 (金)
前橋	群馬県勤労福祉センター 前橋市野中町361-2	2/19 (金)
さいたま	さいたま共済会館 602 (第2ホール) さいたま市浦和区岸町7-5-14	2/17 (水)
川越	川越地方庁舎大会議室 川越市新宿町1-1-1	2/26 (金)
千葉	ホテルポートプラザちば (公立学校共済組合) 千葉市中央区千葉港8-5	2/17 (水)
柏	柏商工会議所 401・402会議室 柏市東上町7-18	3/5 (金)



〒113-8441

文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321 (代表)

ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いします。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

確定申告用の書類を送付します

1 住宅貸付の借受者

平成21年に住宅貸付を借り受けた人や、21年中に自己の居住の用に供した人を対象に、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を1月中旬に学校法人等あて送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届(様式第8号)」の提出がないと発行されませんので、提出していない人は速やかに提出してください。

※ 20年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた人の残高証明書は、年末調整用として、昨年10月に学校法人等あて送付しています。

また、年末調整用の残高証明書を発行した後に、任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人についても、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等あて送付します。

2 任意継続加入者

平成21年10月末以降に任意継続加入者になった人や初めて任意継続掛金を納付した人には、社会保険料控除を受けるための「任意継続掛金納付証明書」を1月下旬に送付します。

3 年金受給者

退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、恩退年金は所得税法上、課税の対象となりますので、これらの年金を受給している人には、「平成21年分公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬に送付します。

なお、在職中などで平成21年中に年金の支払いがなかった人へは送付していません。

「資格取得報告書」提出時に、基礎年金番号通知書の写しを添付してください

私学事業団では、将来の基礎年金給付のため、加入者の資格取得情報を日本年金機構へ提供しています。「資格取得報告書」を本事業団へ提出する際には、**基礎年金番号を必ず確認するとともに「資格取得報告書」には、「基礎年金番号通知書の写し」(基礎年金番号が確認できる書類の写しでも可)を添付してください。**

20歳未満の人又は外国籍の人等で初めて公的年金制度に加入する人は基礎年金番号を持っていないため添付は不要です。

年金者向広報「共済だより」を年金者あてに1月中旬に送付します。学校法人等あてには事務担当者用として1部を「レター」1月号に同封して1月上旬に送付します。

1月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金 掛金 11月分納期限
6日(水)	貸付 12月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 2月2日送金申込・任意償還申出締切
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切 定期 口座・住所変更申出締切
28日(木)	掛金 12月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付 2月22日送金申込締切

2月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金 12月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 1月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 3月2日送金申込・任意償還申出締切

無効の加入者証回収と返納のお願い

教職員が退職したときや、被扶養者が取り消しとなった場合、加入者証に記載されている有効期限内でも加入者証は無効になりますので、必ず回収し、返納理由書を添えて本事業団に返納するようお願いいたします。

INFORMATION



〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎ 03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

第9回私学振興債券を発行しました

私学事業団では、私立学校の施設設備の整備に要する資金その他経営に必要な資金について、長期・固定の貸付事業を行っています。

この事業に要する資金の一部として、21年12月に「第9回私学振興債券」（10年債）を80億円発行しました。

格付はAA（株式会社格付投資情報センター）を取得しています。

財務部 経理第一課
☎03(3230)7273・7274
Eメール keiri1@shigaku.go.jp

第9回私学振興債券の概要

債券の総額	金80億円
各債券の金額	1,000万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正含む。）の規定の適用を受けるものとする。
利 率	年1.344%
発行価額	各債券の金額100円につき金100円
償還金額	各債券の金額100円につき金100円
期 限	10年（平成31年9月25日償還）
利払期日	3月、9月の各25日
募集期間	平成21年12月10日（木）
払込期日	平成21年12月24日（木）
担 保	一般担保 本債券の債権者は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号、その後の改正含む。）により日本私立学校振興・共済事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、当該先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
引受会社	三菱UFJ証券株式会社及び野村証券株式会社
受託会社	株式会社三井住友銀行

平成21年度私立大学等経常費補助金
第一次交付

平成21年度私立大学等経常費補助金の第一次交付については、本誌12月号でお知らせしましたが、交付決定後に1法人より申請の取り下げがありました。したがって、第一次交付は、607法人854校に対し、1,261億735万6,000円となりました。

区 分	法人数	学校数	当初予算額	交付決定額 (資金交付額)
大 学	法人 495	校 531	千円 —	千円 115,503,434
短期大学	111	320	—	10,344,336
高等専門学校	1	3	—	259,586
合 計	607	854	321,782,000	126,107,356

助成部 補助金課
☎03(3230)7300～7311
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学、短期大学法人等の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など私立学校の図書資料を収集整理し、私学関係者の閲覧利用に供しています。

規程集については、調べたい規程を名称により検索することも可能です。制度等の見直しや規程改正をお考えの際、ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(3230)7848・7849
Eメール center@shigaku.go.jp

編集
だより

謹んで新春のお喜びを申し上げます。
旧年中は本誌をご愛読いただき、誠にありがとうございました。

本年も皆様のご期待に沿えるよう、よりよい広報誌づくりを目指して参ります。
何卒ご支援のほどお願い申し上げます。

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

名古屋の文化・歴史に触れる「名古屋開府400年祭」

名古屋のまちは、徳川家康による1610年(慶長15年)の名古屋城築城と清須からの町ぐるみの移転(いわゆる清須越)に始まり、今年で開府400年を迎えました。この記念すべき年に「名古屋開府400年祭」が開催されます。この機会にぜひお越しください。



名古屋城

名古屋三大名物宿泊プラン

夕食は、名古屋の名物料理3種類「名古屋コーチン」、「ひつまぶし」、「味噌煮込みうどん」を御膳にしてお用意しました。お好きなものをお選びください。

1泊2食 1名様 **9,300円**



名古屋コーチン



ひつまぶし



味噌煮込みうどん

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
名古屋カーテンパレス

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022
 JR「名古屋」駅から地下鉄で「栄」駅下車、徒歩5分。
<http://www.hotelgp-nagoya.com>

融資事業のご案内

平成22年度融資のご相談、お待ちしております！

■融資金利表 (平成22年1月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	1.8	1.2	1.0
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建設のため の土地買収事業等 (特別施設費)	1.9	1.3	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.7
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.2	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧費、公害対策費等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等返済です。

施設整備をご計画なら、
 「安心で安定感ある」事業団資金のご利用を
 検討されてはいかがでしょうか。

平成22年度融資のご希望については、
 2月下旬から3月上旬頃に照会予定です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862 ~ 7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

東北芸術工科大学水上能楽堂「伝統館」公演風景

(上)狂言「蝸牛」(山伏:山本則俊、太郎冠者:山本則秀、後見:若松隆)/(右下)東北芸術工科大学「太恵」学生組
 日本文化の源流一縄文の大地ーで芸術する心を持った若者たちを育てたいという大学の志を、「伝統館」
 と向き合っているという想いで開学10周年記念事業の一つとして建設しました。